

大阪市(大正区役所)と並田機工株式会社との災害協力に関する協定書

大阪市(以下「甲」という。)と並田機工株式会社(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震・風水害その他災害(以下「災害」という。)が大阪市大正区内に発生した場合に備え、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大正区地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、大阪市大正区内における災害の予防及び災害発生時において、次の事項について必要が生じた場合は、乙に協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有する建物における、帰宅困難者への飲料水、備蓄物資等の提供
- (2) 乙の所有する建物における、帰宅困難者への電源の供給
- (3) 被災者の救助及び区の防災活動への車両等の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、乙が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、乙が負担する。

2 乙は、第2条の協力要請に基づく活動により、被災者又は第三者などに人的又は物的損害を与え、これについて乙に故意または重大な過失がある場合は、自らの責任でこれを補償しなければならない。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じて、法令の範囲内において情報交換を行う。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本協定に基づき知り得た甲の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、協力をを行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了した後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、大阪市個人情報保護条例等の個人情報の保護に係る関連法令の趣旨を踏まえ

てその内容を遵守し、個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日の翌日から起算し、さらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月26日

甲 大阪市大正区千島2丁目7番95号

大阪市

協定担当者 大阪市大正区長 古川 吉隆

乙 大阪市大正区小林西1丁目13番13号

並田機工株式会社

代表取締役社長 澤村 文孝